福島刑務所　水戸刑務所　黒羽刑務所　喜連川社会復帰促進センター　前橋刑務所　市原刑務所　新潟刑務所　甲府刑務所　長野刑務所　富山刑務所　金沢刑務所　福井刑務所　岐阜刑務所　笠松刑務所　三重刑務所　滋賀刑務所　加古川刑務所　播磨社会復帰促進センター　鳥取刑務所　松江刑務所　岡山刑務所　山口刑務所　岩国刑務所　徳島刑務所　松山刑務所　高知刑務所　麓刑務所　長崎刑務所　熊本刑務所　宮崎刑務所　鹿児島刑務所　沖縄刑務所　函館少年刑務所　盛岡少年刑務所　松本少年刑務所　姫路少年刑務所　佐賀少年刑務所　立川拘置所　名古屋拘置所　京都拘置所　神戸拘置所　広島拘置所　福岡拘置所			
栃木刑務所　和歌山刑務所	保健課		
	医療課	保健、衛生及び防疫に関すること。	

［項を削る。］

（支所に置く課及び所掌事務）

第二十九条　次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所掌事務
札幌刑務支所　札幌拘置支所	［略］	
釧路刑務支所　仙台拘置支所 福島刑務支所　宇都宮拘置支所 横須賀刑務支所　横浜拘置支所	［略］	
所　豊橋刑務支所　尾道刑務支所　西条刑務支所　京町拘置支所　さいたま拘置支所　姫路拘置支所　小倉拘置支所		
［略］		

2　医務課は、第二十一条に規定する事務をつかさどる。

（支所に置く課及び所掌事務）

第二十九条　次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所掌事務
札幌刑務支所　札幌拘置支所	［同上］	
釧路刑務支所　仙台拘置支所 福島刑務支所　宇都宮拘置支所 横須賀刑務支所　横浜拘置支所	［同上］	
所　豊橋刑務支所　尾道刑務支所　京町拘置支所　さいたま拘置支所　姫路拘置支所　小倉拘置支所		
［同上］		